

共生システムの原理を求めて

——日本の社会福祉システム再考——

要 田 洋 江

1 はじめに

現代に住む私たちが日常生活を営んでいるこの社会は、近代社会と呼ばれる。近代社会は西欧文明の基礎のうえに形づくられてきた。私たち日本人は、明治時代よりこの西欧文明の影響を良くも悪くも限りなく受けている。

現在まで、日本になされた西欧文明の移植のなかでも最大級のもは、庶民のあずかり知らない政治的エリートの手によって2度行われた。1度目は明治の文明開化の時代であり、2度目は第2次世界大戦後の新国家建設の時代である。いずれも西欧文明の果実を移植したのであったが、時期による西欧文明の発展の度合いと導入の目的の違いから、2度の移植の内容は異なっていた。1度目は、日本の国を運営するエリートが行った。その内容は先進諸国である欧米と対等な独立国として振る舞えるよう、社会機構を整備するためになされた近代法の導入と国を富ますための産業化の基礎となる科学技術の導入および工場建設であった。それはあくまで、庶民の生活というよりも日本の国を立派にすることを目指していた。2度目は、第2次世界大戦の敗戦を契機に、アメリカ合衆国の占領軍の手によってすすめられた民主主義的価値観の移植である。日本国憲法の起草に始まって基本的な社会機構が民主主義の価値観に合うよう作りなおされた。それはとりもなおさず、庶民が生活を改善するための政治的力を手にすることを意味していた。

これら2度にわたる西欧文明の大規模な移植は現在の日本を形づくっている土台の1つである。エリートの手による移植の目的はほぼ達成されていることは現在の日本の国家が、経済先進諸国の1つとして世界経済を考えるG7のメンバーとなっていること、また民主主義国として定義されている¹⁾ことから明らかである。これらの移植がうまく根付いてきたのは、受け皿としての日本社会の潜在力を無視できない。しかしながら、いずれの移植もパターンリスティックであった限界を日本の社会はいまだ引きずっている。例えば現在、庶民の生き方の質という視点から他の西欧諸国と比較するとき、経済的富に還元されない豊かさや人間の自由・平等の保障という点を考えると移植は成功しているといえるのだろうか。西欧化、近代化したといっても中途半端なところに私たち日本人はいる。

21世紀を目前とした現在、現代文明、とくに科学技術を推進してきた西欧文明の限界が叫ばれている。ともするとこのような状況下ではもともと西欧文明をパターンリスティックに移

植したにすぎない日本社会では西欧文明の否定に走りがちである。考えなければならないことは、生活の一部となっている西欧文明の功罪を明らかにし、西欧近代社会での経験から「良きもの」を吟味して取り出すことであろう。その「良きもの」を明らかにし、それを新しい時代にふさわしく修正していく作業が、21世紀に向かうための羅針盤となる、新しい人間観、社会観を構築する作業に連なるのではないだろうか。

2 西欧近代社会の2つの側面

科学技術と民主主義

近代社会を成立させているその根底にある近代の思想は、社会の生産力の増加を背景にルターやカルヴァンの宗教革命をとおして、中世的なるもの、すなわちヨーロッパ中世のキリスト教社会がもっていた宇宙観、自然観、人間観を根本からくずし、人間の自由を確立したところから生まれてきた。その後、アメリカ独立革命、フランス革命をとおして近代思想は鍛えられ近代国家の基礎が確立し、さらには第1次世界大戦、大恐慌、第2次世界大戦などその後さまざまな歴史的な経験を重ね、近代民主主義思想としてより鍛えられ現代に至っている（福田1970; 1977）。

近代以降のこのような新しい宇宙観、自然観、人間観、社会観に基づいて発展してきた西欧近代社会を大きく特徴づけると次の2つの側面を取り出すことができる。1つは、新しい自然観から生まれた近代科学、科学技術の発達である。この近代科学の発展は産業革命を促し社会の生産力を飛躍的に増大させ、社会の構造を根本的に変えてきた。もう1つは、「すべての人間は自由・平等である」という近代民主主義思想が西欧近代社会の構成原理となっていることである。しかし、この近代民主主義思想は、現在においてなお理想であり、現実社会へのいっそうの開花が目指されている。

一般に社会の近代化とはこれらの特徴が押し進められてきている状態を表現する。ただし、西欧近代社会は2つの側面を合わせ持つにもかかわらず、非西洋世界に生起している近代化は、主として科学技術による産業化が中心であり、科学技術を受け入れる産業社会づくりを近代化と表現する傾向がある。

ところで、現代からみてこれら西欧近代社会の特徴はどのような評価がなされるであろうか。さしあたり以下の点を指摘することは可能であろう。第1の科学技術の発達は社会に次のような結果をもたらした。科学技術は産業化を推し進め、その結果社会は富み、人類史上初めて民衆のレベルにまで社会の富を享受することのできる産業社会が出現した。現代では先進諸国は高度産業化時代を迎えている。しかしながら、周知のようにここにきて初めて、地球に存在する資源の有限性や、科学技術資本主義が人間社会のみならず自然社会に及ぼす影響の問題性に気づくことになり、西欧文明がもつ自然を限りなく手段視する自然観が問われることになった。また、富の遍在の問題が国民国家内だけでなく、世界の国家間において認められるようになり、先進国はますます富む一方、資源を保有するにもかかわらず貧乏なままである第3世界の問題を無視することができなくなってきた。

「近代社会の負の所産への対応」と「福祉国家」

第2の近代民主主義思想はどのように評価されるだろうか。西欧近代社会は、さまざまな歴史的経験をとおして第2次世界大戦後「すべての人間の自由・平等」の価値原理をより社会に具現化させた。その行動の1つは、国連の人権憲章の起草であり、いま1つは、近代社会の舞台である国民国家を福祉国家に作り上げていくことであった。

福祉国家建設への道のりは、ティトマスが「社会保障（権利としての社会保険）は20世紀の偉大な社会的発明の1つであり、……人間の悲惨を救い自尊心を高めることにより多くの貢献をしてきたもの」（Titmuss 1968 = 1971 : 68）と評価するように、産業化の進展とともに起きる近代社会のさまざまな負の所産にたいする人間の幸福を求める戦いであった。

後に述べるように、現存する福祉国家にはさまざまなタイプのもが存在する。最もラディカルな福祉国家は、「すべての人間の自由・平等」という近代民主主義思想を「個の尊厳」との関わりでより発展させ、その目的の遂行を国民国家の役割として社会がその責任を担うことを明らかにし、それを社会制度のうえに具現化している²⁾。以下、このラディカルな福祉国家を「民主的福祉国家」と呼ぼう。

福祉国家の出現を可能にした近代民主主義思想に基づく人間観、社会観とはどのようなものであろうか。近代の民主主義的社会では、人々は権力に侵されない領域（内面の自由）を確保するという私的な自由だけでなく、共同体に参加するという公的自由をもち、社会の周縁にいる恵まれない人々が普通選挙法をとおして自らの不平等を打ち破り実質的な平等を実現することを可能にさせた（福田 1977 : 123-4）。そしてまた要となる平等の概念は次の2つの側面を合わせ持つと理解される（金城 1991 : 56）。すなわち、人は異なって扱う適切な理由のない限り同一に扱わなければならないという無差別平等の原理だけでなく、平等を実現していくためには、それまでの差別によってもたらされた事実上の不平等を是正するために、保護または特別の措置が不可欠であると積極的に捉える。そして特別措置を実施する主体として、国家の積極的介入が求められるのである。民主的福祉国家は、このような自由・平等の考え方を「すべての人」に保証した。それは近代社会以前の価値観による不平等の問題だけでなく、社会の進歩の結果としての社会の不平等、不公平の問題について社会が何らかの責任をとるという政策的姿勢を明らかにした。そうして福祉国家は人間の福祉の積極的な推進の役割を果たすこととなった。

ティトマス（Titmuss : 72-3）は、社会保障・社会サービスの利用について3つのモデルを提出している。1つは、教育（義務教育、職業訓練等）などの個人のみならずひいては社会の将来のための先行投資の形をとる「投資型」であり、2つには、所得分配または資源活用として個人や家族に直接的な利益（家族手当、年金給付、医療サービス等）の増大をもたらす「福祉増進型」、そして、社会的要因によって被害を受け、福祉を侵害された個人や家族への補償を行う「部分補償型」の3つである。

第1の型は、人がさまざまな環境におかれても平等な人生のチャンスを国民に与えるための国家的介入であり、第2の型は、そのままにしておけば近代社会の市場経済が国民の間の経済的不平等を拡大することにたいしてその不平等を小さくするためになされる国家の介入である。

第3の型はティトマスが「マイナスのサービス (disservices)」(Titmuss: 143) と呼んだ「近代社会の進歩と引き替えに生起する不公平な社会状況」にたいしてなされる国家の介入である。マイナスのサービスの被害者とは、たとえば産業上の災害および疾病、交通災害の犠牲者、大気汚染、その他工業化がもたらす危険の犠牲者、誤診、病院における二重感染、新薬の副作用による犠牲者などである。それらの被害者にたいして国家が社会の責任として補償を行うものである。その理由は、このような被害を受けた個人・家族は、ほかならない産業化の進展でダイナミックに変動する社会において他の人々が手に入れた代償の一部をマイナスの福祉 (diswelfares) という形で支払うことを余儀なくされている人々であると見なされるからである。しかも産業が高度に発展するにつれマイナスのサービスのなかには原因の究明のみならず原因となった機関を認定することができないため個別に責任を追及することがきわめてむずかしい状況が生まれているからである。

このように民主的福祉国家は「近代社会の負の所産への対応」として国民の福祉を増進するために積極的に対応する社会政策を行ってきた。そのさい福祉国家の社会保障・社会サービスは国民の権利であり、したがって個の尊厳への配慮、すなわち利用者にできるだけ恥辱の烙印を押さないサービスでなければならないと考えられ、そのための実際的な方法が試みられてきた³⁾。と同時に「すべての人間」の実質的平等を保障するため「無差別平等の原理」に基づく社会的な差別の禁止だけでなく、積極的平等の概念に基づいて不平等の是正に積極的に取り組んできた。ここに西欧文明の肯定的側面を見ることができる。

3 福祉国家に関する欧米での争点

個人主義と集団主義

福祉国家の是非をめぐるのは自由主義派経済学者との戦いが常にあった。それは福祉国家を指向する計画経済派の人々と自由放任による完全競争を指向する自由市場派の人々との間で行われた国家の役割をめぐるの経済政策論争であった。その結末は、森嶋通夫 (1994) が指摘するように、現在では理論的にも現実的にも完全な自由市場経済はありえず、より現実的な計画的な経済政策が模索されている⁴⁾。ティトマスも国家がリーダーシップを取って行う社会保障・社会サービスは、そもそも市場経済にのらないサービスであり、かりに行われても人間の福祉という点、経済合理性という点からも問題になると主張している⁵⁾。にもかかわらず、福祉国家政策をめぐるのは、1980年代のイギリスのサッチャー政権やアメリカ合衆国のレーガン政権以降の新保守主義者の台頭に見るように、自由市場派の人々の意見が重要な位置を占めてきた⁶⁾。

西欧社会では国家の役割にたいする立場の違いは、その背後にある人間観、社会観の違い、つまり個人主義 (individualism) と集団主義 (collectivism) をめぐる論争とも理解されている。なぜなら、サッチャーやレーガンの立場に見るように、西欧では歴史的に、人間の自立自助をもっとも尊重し国家の介入は個人の自由を束縛する行為にほかならないと見なす反国家主義的な個人主義の立場があり、彼らは私的慈善を推進する一方、福祉政策を国家による個人

の自由への介入と怠惰な国民の養成と批判している。そのような個人主義を信奉する政権が、自立した経済人がモデルである自由市場派経済政策を推進したのであった。それに対し、福祉国家政策を推進する立場は、市民間の不平等を減らすためには国家は必然的に個人の自由を制約する措置をとらざるをえない。つまり、私有財産に一定の制約を加えながらも人間の間に関連をつくり出さなければならないという「連帯の思想」⁷⁾、すなわち集団主義に立脚するからであった⁸⁾。

このような立場の違いは結局、1970年代以降の経済危機にたいする政策で明らかになるように、それまで福祉国家を同じように推進してきたと思われた欧米先進諸国の国家運営は別の方向に向かった。ドーア (Dore 1990: 24-39) は、経済危機にさいしてコーポラティズムによる解決⁹⁾を行ったスウェーデンと個人主義的市場経済による解決を行ったイギリスとの違いを分析するなかで、2方向への分岐点として両国間のコミュニティー意識の差異に注目した。結局のところコーポラティズム、すなわち利益グループ間の取引で政策が決定されるシステムが有効に機能するには、グループの構成員があまり個人主義的であってはならず、つまりグループの狭い自己利益にしか関心を持たないようであってはならず、国家コミュニティー全体の福祉にたいする関心と社会全体の長期的利益のためには、短期的にグループ利益の犠牲を深く受け入れる意思が必要であるという。したがってコーポラティズムと先の個人主義とは融合しないと述べている¹⁰⁾。

ところで、ドーアのいうコミュニティー意識とは、民主主義の連帯の思想 (集団主義) が個人の意識に現れたものと見なせるが、個人主義と集団主義とは相反するものなのだろうか。正確にはある種の個人主義¹¹⁾とある種の集団主義は相容れないというべきであろう。なぜなら、先の個人主義の立場は自立した個人の善意の発露として私的慈善を推進するが、それに対して福祉国家は歴史的経験から、私的慈善に依存することは不確実性が高く、また他人への屈辱的服従と自尊心喪失を利用者にもたらすため、私的慈善にかえて国民相互保障というシステムを創出した。つまり、この利用者個人に屈辱的服従と自尊心の喪失 (傷つけられたアイデンティティー) をもたらさない保障・サービスという配慮は、人間一人ひとりの尊厳性にたいする配慮であり、これは一種の個人主義である。

すなわち、民主的福祉国家は、国民の連帯という集団主義を反映しているが、価値基準はすべて個人の心の状態であり、人間一人ひとりが大切であるとする点では個人主義と見なすことができる。むしろ、国家の新しい役割を否定する反国家主義の個人主義¹²⁾、自立自助を強く主張する個人主義、そしてあまりに強い自己利益追求の個人主義では、エゴイズムを導きやすく国民の連帯を導くことはできない¹³⁾。したがって、このような個人主義と集団主義 (連帯の思想) とは相反するが、個人の尊厳を基礎づける個人主義は民主的福祉国家の基礎にあるといえよう。

さまざまなタイプの福祉国家

社会保障・社会サービスの供給システムについては、大きく分けて2つの方法がある。1つは全国民を対象とする普遍主義的サービスであり、いま1つは、ある特定の資格をもつ人のみ

を対象とする選別主義的サービスである。大きなすう勢として福祉国家は歴史的経験から、救貧から防貧へ、国民の権利としてのサービスへとその目的を変化させるにつれ、屈辱的なミーンズテストを伴う選別主義¹⁴⁾からミーンズテストを行わない普遍主義へと移行させてきたといわれる。しかしながら、西欧においても福祉国家は、国の文化的歴史的背景の違いによって、すでに述べたように個人主義と集団主義のバランスが違い、すなわち国家の役割、個の尊厳、連帯の思想、平等の捉え方などが違い、現実にはさまざまなタイプの福祉国家が存在する。

福祉国家の類型としてよく用いられるのは、国が責任をどの程度までもつかということをもメルクマールとするものである。国がとる社会政策の基本モデルとしては「制度的福祉モデル」と「残余的福祉モデル」の2つがあげられる (Pinker 1985)。前者は国民全員を対象に個々のニーズに基づいて最善の支給を行うという普遍主義的な立場に立つものであり、一部には選別主義的なサービスもあるが、市民の権利として普遍主義的サービスが基本的に提供される。後者は、政府の役割を最小限に限定し、もっとも重要な役割は個人や家族の自助あるいは市場や非営利団体などの民間部門におくもので、このモデルでは、個人や家族の自助努力が失敗した場合にのみ公的な社会福祉制度が利用できる¹⁵⁾。したがって選別主義的サービスが基本となる。

デヴィッドソン (Davidson 1989: 247-284) は、福祉国家として名高いスウェーデンとニュージーランド両国の政策を比較研究して、上記の類型だけでなく新たに連帯/平等というメルクマールをたてている。現時点での到達点およびその結果の両国の大きな違いは、政策目標としての連帯主義と平等主義にあるという。

デヴィッドソンがスウェーデンの福祉政策を連帯主義と定義したのは、理念として国民の「社会への統合(連帯)」が志向され、連帯を促すためのあらゆる領域の平等・参加、社会的差別の解消のための政策が推進されたからである。アルバ・ミュルダールによって基礎づけられたその政策は、たとえば、教育における平等、職業における賃金格差の解消、職業への平等なアクセス、また政策への学生・労働者らの参加、つまり意思決定機構への参加などが目指された。したがってサービス供給システムは、すべての国民に権利として平等なサービスを公平に行うために、選別主義的に行うものもあるが多くのサービスは基本的には普遍主義的なものである。このようにスウェーデンが目標としたのは市民権としての社会政策というべきものであり、経済的な結果の平等ではなく、生活条件の平等 (equality of condition) であった。しかも、この平等は実質的平等を目指しており、したがってすべての国民に高い生活水準を保障することになる。このような国家予算による政策を現実に可能にしたのは、ほかでもない互いに支えあうという国民の連帯意識であった。

それに対し、スウェーデンよりいち早く福祉国家の道を確認していたニュージーランドは、貧富の差を縮めるという所得再配分の理念が強く、国民間の経済的不平等の減少を目標としている。このことを指してデヴィッドソンは平等主義と名付けた。所得税に強い累進課税方式をとる一方、家族手当や年金などにみる福祉水準は高く、主として所得再配分を行う所得政策をとおした福祉国家づくりを行ってきた。教育や医療の一部のサービスは普遍主義的なものもあるが、国が行う多くの他の社会サービスは低所得者の支援のためになされ、基本的に選別主義

的である。つまり、ニュージーランドの福祉政策は、所得の再配分を中心とした結果の平等 (equality of outcome) を志向している。安全ネットとしての役割を十分にもつ福祉政策ではあるが、所得再配分による経済的平等を志向したためサービス供給システムは残余的福祉モデルとなっている。

残余的福祉モデルをとる多くの国々が、1970年代以降の経済再編成期に福祉政策を大きく後退させたが、ニュージーランドも同じ運命をたどることになる。しかしながら、機会の平等 (不平等になるための平等—福田歓一) を標榜するアメリカ合衆国と比較すれば、実質的平等を経済的平等として捉えた社会主義的価値観が福祉国家の基礎にあるといえよう。一方、スウェーデンは実質的平等を市民としての社会への平等な参加に求めるという民主主義的価値観のうえに福祉国家を築いてきたといえよう。そのため、経済再編成期は苦しい経済運営を強いられながらも福祉部門と経済部門のバランスを模索するなか、民主的福祉国家の地位を揺るぎないものにしていく。

以上から、スウェーデンの社会政策を連帯主義型制度的福祉モデル、ニュージーランドのそれを平等主義型残余的福祉モデル、さらに、教育、医療にしても選別主義的サービスが中心で、個人主義が強く福祉政策は資本主義の安定のための必要悪にすぎないとするアメリカ合衆国は、選別主義型残余的福祉モデルと類型化することができよう。

4 現代日本の社会福祉システムの特徴

選別主義型残余的福祉モデルと家族集団単位

第2次世界大戦後の新憲法下の改正生活保護法が制定されるまで、立憲君主制下の日本では社会の責任、国民の権利としての社会福祉制度はなかった。戦前では、1929年救護法 (1932年実施) が制定されたものの、あくまでも親族が扶養の責任をもち、労働能力がある者は認められず、保護が必要な人々からの請求権をも否定していた。近代日本の社会政策は基本的に、「家」制度をとおしてなされたと見るべきであろう。「家」は、生活保障の機能、治安維持の機能を社会から期待された。そして国は国民生活を省みず徹底して富国強兵の道を歩む一方、国民の生活を唯一必死に守ってきた「家」は家成員に自己犠牲を強いながらその任を果たした。戦前の政府による国民への支配の程度あるいは国民の政治力の程度は、第2次世界大戦中の他の国との政策の違いに見ることができる。大戦参加国はいずれも総力戦を強いられて国家総動員法を制定したが、欧米各国では、国民の戦争への協力を取り付けるため、また国民の連帯を高めるためには、戦後の福祉国家への道を国民に約束しなければならなかった。それに対し、日本では一方的に「家」イデオロギーの強化がはかられたという事実は象徴的である。

敗戦になり、アメリカ占領軍の手によって民主主義的な価値観が社会にもたらされたが、上記の国内事情は、社会機構の形式はアメリカ型民主主義に基づくものの、その運用は多くの点で戦前からの日本の伝統を引き継ぐ結果となった。

「家」制度の伝統は、社会の責任と国民の権利を明記した新憲法に基づく1950年の改正生活保護法においても「補足性の原則」「世帯単位の原則」など、まず家族・親族が第一義的に助

け合うとする「家族自助」を原則とさせた。この家族集団を単位とした自助原則は、今日までの社会政策全般に貫かれているもので、そこに日本の特徴を見いだすことができる（要田 1994 b; 1994 c）。それは単に、家族や親族は助け合わなければならないという義務の単位であるだけでなく、福祉サービスが与えられるときの供給の単位でもある。たとえば近年の在宅福祉制度を見ても、ノーマライゼーション思想を背景に推進されてきた西欧のコミュニティ・ケア政策では当事者本人の意思が尊重され、またサービスの提供は本人にたいしてなされているが、日本では異なり、基本的に、本人ではなく当事者をかかえる家族、つまり家族員の生活責任を持つ家族への援助を目的としている。

戦後日本は一貫して、生産優先の政策、労働の質と量を高める政策を採ってきたが、当然のことながら福祉政策もその路線に沿うものであった。60年代の高度経済成長期においては、国による福祉サービスよりも民間によるサービスの推進に努めている。公的な社会福祉サービスは低所得者層にたいするもので選別主義的サービスとなっている。またその後の生活保護制度は十分に発達することなく、欧米の福祉国家政策は1970年代に「福祉の爆発（国家予算にしめる社会費用の増大）」を経験するが、日本ではいち早く「適正化」路線を採用し世界的に見てもかなり低い率に利用を押しさえてきた¹⁶⁾。生活保護費受給者はそうでない人々の生活よりも劣ってなければならないとする19世紀的劣等処遇の発想が貫かれ、また戦後の社会福祉をめぐる裁判闘争にしても、政府の政策を十分に国民全体の福祉向上を目指すものに変更させるまでには至っていない。

医療保険や年金制度にしても、表面的には普遍主義的なサービスの様相を呈しているが内実はさまざまな制度間で違いがあり、なかでも大企業の従業員が優遇される政策が導入されている。さらに日本の医療費政策は外国にも例を見ないほど低く押さえられている（二木 1994）など、国民の生活の質の向上ではなく経済社会の活力のための社会政策が目指されてきたことは明らかである。

このように日本の社会政策には、国が率先して国民すべての福祉向上をはかるという積極的姿勢を見ることはできない。あくまでも家族自助が原則であり、国よりも企業が福祉を推進する形をとっており、必要悪としての福祉制度としか捉えられていない。先の福祉国家の類型でいえば、日本の社会政策の基本はまさしく選別主義型残余的福祉モデルといえよう。

形式的平等とスティグマ付与

日本の「家族集団を単位とする選別主義型残余的福祉システム」は、国民の側から見れば、さまざまな問題をはらんでいる。

そのような社会福祉システムは、当然のことながら国民すべての生活を守ることを主眼としていない。しかも近代家族¹⁷⁾を自助単位とするシステムは、集団としての機能維持にのみ関心があり家族集団内の成員のそれぞれの状態は不問に付されてしまう。家族内の弱い立場にいる人々への生き方の質を高める配慮はない。たとえばごく最近になって導入されつつある高齢者や障害者の介護サービスにしても、当事者本人の意思の尊重や自立した地域社会での生活を保障するシステムではなく、また障害を持つ家族員への介護を一方向的に期待される女性たちの

生活の質を高めるものでもない。

障害者への福祉制度を見ても、生産優位、労働力の質と量を高めるための社会政策は、労働市場に復帰可能な者のみが保護に値するというものであり、同じ人間と認めて現実にある障害者と健常者との間の溝を埋めるどころか、結局は国民のなかに分断と差別を生み出す政策でもあった。障害者法も、身体障害者法、精神薄弱者法、精神保健法等に制度が分立し、身体障害者、慢性疾患を伴う身体障害者、知的障害者、精神障害者と、障害の部位や状態によって異なった福祉的対応がなされている。また近年分立する年金制度が1元化され国民すべてを1本化する基礎年金制度が導入されたが、障害者については過去の拋出制、無拋出制を踏襲しており、保険料を支払った障害者（社会人の中途障害者）と支払わない障害者（先天性および成人前に障害を持った人々）とを分け平等に取り扱っていない（要田 1995）。それはとりもなおさず「社会に貢献したかどうか」という価値観を反映させている。つまり基礎年金制度は1本化させることによって国民を平等に1つに取り扱ったかのように見せているが、内実は分立した制度の経済的破綻を救うための制度改革にすぎないとも受け取れよう。あくまでも政府が行う制度改革は経済的視点であり、人間へのまなざしではない。

日本国憲法ではすべての人の平等が唱われているが、社会にその理念を具現化するシステムが整わないため実質的平等が保障されず、形式的平等にとどまっているといえよう。日本の社会福祉システムをきびしく見れば、人々のその人間性が尊重される家族をつくり出すためのシステムではなく、家族のなかに犠牲者をつくり出すシステムではないだろうか。人間一人ひとりの意思を尊重する個の尊厳にたつ制度でもなく、したがって利用者にたいするスティグマ付与についての問題意識もない。

5 日本の社会福祉システムを支える価値観

日本の近代化と日本型集団主義

アメリカ合衆国に見られる選別主義型残余的福祉モデルは、アメリカ社会がもつ極限までの個の自由・自己利益を追求するという個人主義の価値観によって支えられているが、日本の場合は同じ選別主義型残余的福祉モデルといっても個人主義ではなく、「日本型集団主義」の価値観によって支えられている。

日本の産業化（しばしば近代化と称される）は、日本文化と適合的であったと指摘される。それは産業化を推進するにあたって必ずしも社会が個人主義的である必要はないということを示唆するものであった。むしろ1970年代以降の世界的な経済の低迷期における飛躍的な日本経済の立ち直りとその成功によって、日本文化、なかでも組織的原理としての「家」原理（日本型集団主義）を世界に宣揚する研究者、政治家も数多く現れた。

たしかに日本がもつ組織原理は産業化に適合的であったかもしれない。しかしそれは人間にとって、日本国民一人ひとりにとってはどうだったのだろうか。国や企業を豊かにするうえでは有効であったかもしれないが、人間の尊厳への配慮という基本的人権の保障とは不適合だったのではないだろうか。

日本には、欧米の個人に最大限の価値をおく個人主義という伝統ではなく、滅私奉公という個人よりも所属集団に価値をおく集団主義の伝統があった。そこでの個人と所属集団との関係を見ると、集団を優先させる行為、つまり個人の集団への貢献ないし忠誠が社会的に高く評価された。人々は個人主義的な努力と責任によってというよりも、集団をとおして自己実現を図るという仕組みがそこにある。

ところで西欧の集団主義と日本の集団主義とは異なることを明確にさせる必要がある¹⁸⁾。日本の集団主義を日本型と定義したのはその違いからである。

西欧の集団主義はすでに述べたように民主主義の連帯的思想から生み出されているもので、集団の構成員一人ひとりの尊重を基礎に公平と平等の原理に基づいて運営される互助主義と理解できる。それに対して日本型集団主義は、個人と集団との関係は一体と見なし集団あつての個人という考え方から、集団の存続と発展のためには、構成員個人に犠牲や献身を要求する。したがって、欧米の個人責任体制ではなく連帯責任体制をとる日本式経営に見るように（間1977）、また老人介護における主婦の役割に見るように、自己犠牲を強いる互助主義ともいえる。

ただし考えなくてはならないのは、集団の発展のために個人が喜んで犠牲となるのは、個人の利害と集団の利害が一致するという日本社会の特性があるからである。日本における経営の成功は、このような伝統的な価値観を、国が社会政策をとおして積極的に推進してきたからと見ることができる。とくに戦後日本の社会保障制度は、大企業の福利厚生の実施を推進した。これこそ自己の利害と集団（企業）の利害を一致させ、所属集団の成功は自己の成功と一致するものでもあった。福利厚生のメリットは従業員に企業への献身を促すものである。また国にとっては国費の出費を最小限にする政策でもある。日本の政府は最初から「小さな政府」を志向していた。それは大企業社員家族とそれ以外の人々に不公平と不平等をもたらす政策と言ってもよい。そこには国民一般を平等に擁護するという国の立場はない。

「公共」と「個の尊厳」の欠如

基本的人権の問題で議論しなければならない日本型集団主義がもたらす日本社会の特性は2つある。それは「公共の欠如」と「個の尊厳の欠如」である。日本の集団主義文化では人々はそれぞれ所属集団に分かれてしまい、すべての人が属する場としての公共という考え方が生まれない。日本の公私は、西欧の個人に属する private とすべての人に属する public というように、個を単位として明確に分けられた対立概念ではない。公は「お上」という言葉で表現されるように、公は正しく私は邪であり、私は公に従属し、公の論理が私の論理となるような内包される関係にある。先の日本政府の国民一人ひとりにたいする責任の無自覚さは、そもそもすべての国民に責任をもつ公共としての国という発想がないことから発生しているといえよう。無自覚なままの公共政策は、国にとって有利な集団への優遇政策となりかねない。また日本社会に個の尊厳の意識が育ちにくいのは、日本型集団主義文化では所属集団が構成員個人にたいして集団への自己犠牲を強いることを当然視するからである。これら2つの特徴は日本の社会福祉システムを非常に貧弱なものにしている。

すでに極端な自立自助・自己利益追求型の個人主義と民主主義の連帯思想とは相容れないと述べたが、日本型集団主義とはどうであろうか。日本の集団主義では、集団構成員同士の互助はあるが、構成員は対等な関係ではない。また人間関係における内と外の原理から、他の集団の人々とは排他的関係になりやすい。このような集団主義は、個の尊厳に基づく個人主義とは相容れないし、また個の協働を志向する連帯思想にも連ならない。

近年日本でも産業化の進展により人々の個人主義化が指摘されたりする。私生活主義、あるいは私化、個別化現象と表現されるが、それはどのような個人主義であろうか。

一定の伝統的な行動を規定してきた共同体の紐帯からの「解放」であると近代化を捉えた丸山真男（1968）は、近代化は個人を析出する（individuation）が、その進行過程で4つのパターンの個人が見いだされると指摘している¹⁹⁾。すなわち、自主独立し自立心に富む「自立した個人」、他者志向で根無し草状態であるが、時としてファナティックな政治参加に転化する「原子化した個人」、自立しかつ自発的な集団や組織を形成する傾向のある「民主化した個人」、関心を私的な消費と享受の世界に封じ込める私的欲求充足志向の「私化した個人」である。

「自立化した個人」と対極にあるのは「原子化した個人」であり、「民主化した個人」は、「自立した個人」よりも大衆運動に積極的であるので「自立化した個人」と「原子化した個人」の間と見なされる。「自立した個人」と「民主化した個人」との違いは、いずれも権威から自由ではあるが、「自立化した個人」は市民的自由の制度保障に熱心なのに対し、「民主化した個人」は特権を廃絶し、公共の問題に関心をもつという点にある。また「民主化した個人」の正反対が「私化した個人」であるという。公共への関心よりは私的生活への関心が勝るからである。

戦前の日本社会の特徴を上記の類型で分析した丸山によれば、「個人の自立化や民主化がテクノロジーの発展よりも遅れるのは非西欧圏の発展諸国に共通しているが、日本の場合にとくに顕著なのPA型（主として私化する個人と原子化する個人が析出される—筆者注）の早発的な登場、その中でも私化が最大となる傾向であって、西欧の場合、『大衆社会』段階にいたって初めて支配的になるようなこうした傾向が、日本においては、まだ全体として伝統的な特徴をそなえている社会の真只中に出現するのである（：396）」という。それは高度経済成長以後の私化現象とも通じているといえよう。丸山は、私化した人間の隠遁性は、社会制度の官僚制が発展し、複雑化した社会・政治生活が彼をのみこもうとするのに対する自覚的な対応の現れと述べているが、それだけでなく日本における個人主義が私化的傾向を帯びるのは、すでに述べたように日本型集団主義の社会環境に必然的にまきこまれてしまうことにたいする個人の消極的抵抗ともいえるのではないだろうか。

6 日本社会を共生システムに再構築するには

日本型集団主義からの解放と共生システム

現在世界の多くの国々のなかで、基本的人権をもっとも尊重した社会政策をとっているのは、

スウェーデン、ノルウェー、デンマークなどの北欧諸国である。それらの国々では、人権を尊重した社会福祉システムを構築するために、スティグマの排除や尊厳ある生活の保障、社会的差別の禁止、不平等の是正を重視した公平・公正な社会制度づくりを心がけてきた。つまり、社会的弱者の視点から見て個人がもつ属性や個人がおかれた環境によって与えられる社会的差別をできるだけ少なくする社会づくりを行ってきたといえよう。このような「すべての人間の自由・平等」という民主主義的価値観を具現化した個の尊厳と人間同士の助け合いによる社会システム、すなわち連帯主義型制度的福祉モデルを推進する社会システムを、「共生システム」と呼びたい。

日本の社会に個の尊厳を認めあい国民相互の支えあいを促すシステムをつくり出すには、個の尊厳への配慮がなく集団エゴイズムを導きやすい日本型集団主義から解放されなければならない。しかしそれはどのようにして可能なのだろうか。それは非常に大きな問題である。社会のすみずみにまで浸透し私たちは意識することなく日本型集団主義の行動パターンを演じてしまうからである。だが、だからといって社会システムである以上不変なものではない。日本型集団主義を支えている制度や機構を崩していくこと、あるいは個の尊厳や支えあいを促す制度づくりを推進していくことが必要である。

ところで、知的障害者の人権擁護と尊厳ある生活を推進し、現在ではさらに高齢者の地域福祉の基本思想ともなっているノーマライゼーションの運動は、デンマークの厚生省官僚が起したものであり、それが他の北欧の国々へ、全世界へと広がったものである。このように北欧の国々では政府および官僚が個の尊厳に基づく社会システムづくりを推進してきたところに特徴がある。それに対し、アメリカ合衆国でのさまざまな人権保障制度は、市民の手によって獲得された。1960年代の公民権運動に始まり、近年ではADA法として結実した障害者差別禁止法要求運動に見るように、市民の側からの社会運動によって人権擁護は拡大されていった。市民運動による社会変革がアメリカのばあい可能であったのは、司法の積極的な姿勢があったからである（要田 1994 a）。そこには民主主義機構の作動が見られる。

しかしながら、政府の側の積極的な姿勢も、市民の側の世論を巻き込む大きな運動も、司法の側の積極的な判断も日本ではまだない。ここにまた他の欧米諸国と日本との違いが見られる。その結果、日本においてはまだ、すべての人が自由・平等であることを実質的に保障する社会福祉システムのみならず、差別を禁止する実効性ある法律も見あたらない。このような状況で日本を変えていくためには、日本型集団主義に安住している政府、官僚に期待することはできない。市民の力で政府を動かしていくしかない。それこそ民主主義の基本原則であろう。さまざまな条件をもつ人々が安心して生きやすいよき社会を築いていくためのさまざまな要求や計画を市民が出していく必要がある。そのためには問題を切実に感じた市民同士が支えあい世論を動かす力をつけていかなければならない。

また、市民が相互に結びあうには、私的な生活へひきこもっている国民一人ひとりの意識変革も重要である²⁰⁾。まず、先のような市民活動やボランティア活動をとおして人間が助け合うこと、つながることのすばらしさを一人ひとりが実感することが不可欠である。さらにまた、日本の現状から見て「すべての人の自由・平等」という民主主義的価値観を日本文化のなかに

根づかせていくためには、誤解をおこしやすくエゴイズムを高めるだけでなく私的ひきこもりを助長する可能性のある「自由」という価値観に力点を置くのではなく、「個の尊厳」での平等、つまり「生命の尊重」「個性の尊重」に基づく平等観をより醸成する必要があるだろう²¹⁾。

民主主義を開花させる制度機構

日本には民主主義を十分に開花させていくための機構の整備がぜひ必要である。それはとりもなおさず日本型集団主義に基づく社会システムを変更するための機構だからである。社会システムの自浄作用を促し、市民の力を増強する制度がつくられる必要がある。

ウォルフレン(1994)は、日本の社会機構がなぜ変わらないか、その理由を次のように指摘している。第1に、政策を決定する立場の人々に、国民にたいして具体的な政策の意義を説明する責任(accountability)が負わせられていない(：76)。したがって国民は何のための政策か知らされることなく国が運営されている。第2に、日本のシステムは非公式のシステムに依存している(：109)。つまり法律が相対的に軽んじられる傾向にあり、重要なことがらほど正規の法の規制を受けないでいる。非公式なシステムが重んじられる限り、訴えるべき対象がないため、一般の人々は、権力をもつ立場にある人々に対抗する有効な手段をもたないことを意味する。第3に、日本社会では「調和」という幻想があり、争いごとの正当な役割まで否定している(：260)。対立はむしろ民主的な体制には必要なものであり、むしろ争いを通じてこそ問題を解決することができる、という。

これらはまた、先に述べた日本型集団主義を補強し支えているサブシステムや価値観についての指摘でもある。日本型集団主義を崩していくにはこれらの点を改善することが望まれよう。第1や第2の指摘は、日本では主権在民が保障されていないことを意味している。また準拠すべきルールが明示されていないと正当な手続きで異議申し立てを行うことができない。したがって制度や政策を改善することができないままとなる。政策責任を明確化するルール、システムづくりが急務である。また第3の指摘は、現在のシステムでは異議申し立てをするには大きな勇気を必要とすることを意味している。このような欠陥を補正するためには、人々はまず問題を解決するための勇気を持つことであり、社会にはその勇気を支える公正な機関が必要である。

このような制度機構の問題は、単に中央政府、官僚制度だけでなく、日本の集団主義文化に侵されているあらゆる組織集団がもっている欠陥である。そうであればこそ、あらゆる組織に個の尊厳に基づく新しいシステムづくりが要請されるだろう。そのような組織づくりを促す公的制度、機関が必要である。またそのことを助ける研究、すなわち民主主義を機能させない組織の問題や、民主主義思想を開花させるための機構の研究がより推進される必要があろう。

ところで、組織内での個の尊厳を否定する人権問題を発見するには、弱い立場にいる人々がどのような状態にあるかを見ればよい。しかしながら、日本には弱い立場にいる人々の異議申し立てを受け入れる公的な第3者的機関がない。現在それに類する機関は、裁判所であったり、行政の一機関であったり、ないわけではないが、問題をチェックする場、正邪を判定する場であって、よりよきシステムに変えるための提案と実行力をもつ機関ではない。しかも、徒勞に

終わることはめずらしくなく、いずれも訴えるには人生すべてをかける覚悟が必要なほど個人に大きなリスクを伴わせるシステムである。その結果日常的なものは見過ごされることが多く、また問題とすら認知されず当事者は我慢を強いられる傾向にある。現在日本での人権が保障されない状況は緊急事態ともいえるもので、実効性のある差別禁止法とともに組織内に発生する人権問題を調査指導できる人権擁護機関²²⁾をつくることが望まれる。

7 おわりに

— 21世紀の課題にこたえる共生システムとは —

民主的福祉国家の挑戦

民主的福祉国家には、情報公開制度や公正な納税システムが求められ、また福祉システムにおける利用者の自己決定権の保障やサービス策定における当事者の参加など、民主主義を開花させるための制度が整備されている。このことは、人権を実質的に保障するうえで、民主主義的機構と社会福祉システムとが密接な関係をもつことを明らかにしている。国民の統合を目的とした連帯主義をとるスウェーデン福祉国家の社会政策は、ノーマライゼーション思想のもと、さまざまな属性をもつ人々を市民として同等の権利と責任をもたせ、かれらをみな福祉国家の枠組みのなかに取り込むことを可能にした。現在では障害者や高齢者の地域への統合だけでなく、在住外国人によるスウェーデン社会との連帯感の拡大のため、市民としての権利を享受するのは国民にとどめることなく、その枠を広げその土地に居住する外国人をも対象としている²³⁾。

ところで、世界経済はもはや、調和をとることなく一国のみの繁栄を追求する利己主義は、他の貧困な国々の民衆を飢餓におとし入れ、また世界経済を破滅させてしまう恐れを十分にもっている。経済学者であるグンナー・ミュルダールは、福祉国家のジレンマとして、国民の福祉向上を目指す民主的福祉国家が、国民の連帯を導くほど、結果として福祉国家は経済的国民主義に陥る傾向があること、つまりこのような国民主義的連帯は国際的分裂を引き起こす可能性があることを指摘している (Myrdal 1960 = 1970)。

かれは、このジレンマを解決するには、国際主義者が国内理想と国際的理想とを調和させて1つの新しい広範な「創造された調和」をつくる方法を発見しなければならない (: 211) と主張する。そして、この国家ナショナリズムによる国際的分裂を防ぐには、全人類が「すべての人の自由・平等」という理想を志向することによってのみ可能となるという。つまり、そのことによって国境もなく国民的差別もない世界、すなわち、すべての人がその望むままに移動して回り、平等の条件で自分の幸福を追求できる世界が創出される。この世界とは、福祉国家の枠組みを越え、世界がすべての国民の意思によって民主的に統治される「福祉世界」 (: 210) と呼ばれるものである。そのためには、たとえば低開発国、第3世界の援助の問題についても、当該国の自助への援助を目指した平等・公平の運営を行いつつ援助国の負担が公正かつ公平な仕方で行われる第3者の国際機関 (: 321) など、民主的な運営を行うさまざまな国際的機構の整備が、国家の枠組みを越えた「福祉世界」構築のために必要であることを主張している。

ティトマス（Titmuss 1968 = 1971 : 156）も、もはや「福祉国家」という国家の枠内でのみ福祉制度を考えることの危険性を指摘している。先進諸国の富国と第3世界の貧国との関係は、貧国の福祉を充実させるための人材を富国に吸収させてしまう傾向があること、そのことによって貧国の国民をますます福祉から遠ざけてしまう問題を取り上げ、それを防止するために富国が何らかの活動を行う必要性を主張している。そのための福祉社会の条件として、福祉サービスを提供する人材育成（医師、看護婦、ソーシャルワーカー、科学者、技術者など）を富国は自国でまかなうこと、つまり専門家養成のための国家政策・国家負担を提案している。またさらに第3世界の国々の福祉システムを支えるマンパワー養成を国際貢献として行う必要があることを指摘している。そのことがほかでもない「福祉世界」という観念への小さな歩みを意味していると述べている。

先の国際経済のあり方も含めて、これらはいずれも福祉国家が基盤としている国民国家の限界を指摘している。国民国家の枠をいかに広げていくかが、つまり連帯を国民から人類に広げていくことが、これからの民主的福祉国家の課題となっている。

「人間中心主義」から「連帯的人間主義」・「生命主義」へ

現代の科学技術の進展による高度産業化は、世界経済を発展させ世界を1つに結びつけただけでなく、地球の自然資源の有限性や環境の悪化による人間の生命の危機をも明らかにした。このことは、もはや共生システムを考える場合、人間同士の連帯に止まてはいられない問題を提起している。地球上の環境問題への解決を世界全体が取り組まなければ解決できないことが明らかとなった。そのためには、新たな自然観をうちたてなければならない。

そもそも産業化を推進してきた人間観は、弱肉強食にたとえられるように競争主義を促してきた。人間も労働力として役に立つか立たないかで評価されてきただけでなく、自然界も人間の幸福に奉仕するものとしてのみ価値が与えられてきた。

しかしながら、人間の叡知は、すべての人間の自由・平等を保障するために共生システム構築を促し、そのためには、人間を連帯へと導く人間観への変更を迫った。それは生産に貢献する人のみを評価する価値観を捨てることを意味している。個の尊厳とはほかでもない、人間生命の存在そのものに価値を見いだすものである。そうでなければ、障害者や高齢者など人間として平等に評価されないだろう。

また、共生システムでの自然観は、次のようにいうことができる。自然界とは人間生命を存在させることのできる生命体である。人間の連帯とは、すべての人が対等に位置づけられ、人と人とが生かし生かされる関係にあることによって初めて可能であると同様に、自然界と人類との関係もやはり生かし生かされる関係にあるのである。そのような自然観、人間観、社会観をもつことによって、地球的規模の生命レベルの共生システムが実現可能となる。

このように考えると、産業化を推進してきた立場は、自然界を手段視し人間の支配下におき、また生物のなかでももっとも人間は優位に立つとする「人間中心主義」という利己的人間主義であったといえよう。この「人間中心主義」は、近代の優生思想の根幹にあるもので、あらゆる生命を序列化するものである。「人間中心主義」に基づく社会では、人々は分断され競争し

あわなければならない。また自然界は人間の私利私欲のために破壊させられる。

それに対し、人間を含むあらゆる生命の尊厳を説き、生命同士が相互依存関係にあるとする立場を「生命主義」と捉えたい。生命は自然という環境のなかで、生かし生かされる存在として対等であり、尊重されなければならない。そのような大きな生命レベルでの共生システムに含まれる形で、人間社会が存在する。「連帯的人間主義」とは、生命主義が人間社会において適応された概念である。すべての人間は1個の生命として尊重されなければならない、また人間相互が支えあってこそ人間らしく生きることができる。

民主的福祉国家とは、「連帯的人間主義」の立場に立つ社会システムが国民国家内で構築されたものであると捉えることができ、そして福祉世界とは、それがさらに人類のレベルで達成されたものを指す。しかもそれだけでなく、生命レベルでの共生システムをも現実社会に具現化させた世界と捉えることができる。

以上から、21世紀が求める新しい人間観、自然観は、地球規模の共生システム、生命レベルの共生システムの基礎となる「連帯的人間主義」かつ「生命主義」ということができよう。このような価値観に基づく社会づくりそして世界システムづくりこそ21世紀の人類の課題であろう。

註

- 1) 民主主義的社会は、国民の自治を根本としているので、政治機構が民主的であるかどうかの判断は、国民の代表である政治家がすべての国民により選出されているかどうか、つまり普通選挙法の実在が重要なメルクマールとなる。
- 2) 北欧の福祉国家がそれにあたる。なかでも、スウェーデンの福祉国家の理論的基礎は、ケインズ経済学による計画経済とティトマスの市民権の拡大および個の尊厳を基礎においた（スティグマの排除とニードによる最大限のサービス）社会政策にあると見なすことができる。
- 3) ティトマス（Titmuss 1968 = 1971）は、最も強いニードをもつ人のために役に立つサービスを与え、かつ恥辱の烙印を押し危険をできるだけ少なくする供給システムには「何らかの普遍主義の構造が、選別主義的積極的区別の不可欠の前提条件になっている（：169）」という。
- 4) ミーゼスなどの自由市場派は「自由放任の完全競争では、専門家が『パレート最適』と呼ぶ状態—生産されたものはすべて需要者に売りつくされ、労働市場は完全雇用にある状態—が実現され、その状態では、各個人の満足が極大となるよう生産をしている。すなわち、自由放任は、すべての人、すべての企業を満足させるのであり、その資源を最大限有効に使うのである」と考える。しかし、森嶋によれば、このことが当てはまるのは非現実的なきわめて特殊な場合（セイ法則—供給はそれ自身需要をつくる—が成立する場合）のみ正しいのであり、一般の場合には正しいとはいえず、しかも近代的な現実の社会では、セイ法則は成り立たない（：189）という。むしろ現実の経済では、供給が需要に適應するのであり、セイ法則の逆（反セイ法則）が成立する（：8）。このことはケインズの『一般理論』が初めて明確にした。さらに、経済計画論が開発されると、事態は全く逆転し、ミーゼスやランゲの結論の全く逆が、結論として正しいことになった（：204）。さらに、自由経済も一種の計画経済と解釈できることになり、その市場機構は計算価格の分権的な計算機構だと見られるに至った。このように考えると、基本的なのは計画経済であって、資本主義経済はその一種となるという（：204-5）。ところで、反セイ法則化の現実の経済では、失業が存在するのが常態であり、そうなると、一群の人がますます富み、他の人はますます貧乏になるというマルクスの両極分解は、資本家・就業労働者群と失業者群の間に確実に起こる（：9）。社会政策を伴わない

場合の純粹「資本主義」は非常に脆弱である。近代的な資本主義は、狭い意味の「資本主義」部門と福祉、教育部門の複合体（混合経済）であり、両者は必ず対をなして存在していなければならない。近代資本主義は両者のバランスのうえに初めて存命できる（：241）という。

- 5) ティトマスは、不確実性と予測不可能性という特徴は医療には付きものであるが、それに適用不可能な経済理論を当てはめようとするこの問題を、人間の血液の調達や配分を例に指摘している（Titmuss 1968 = 1971：185-6）。イギリスでは「血液はコミュニティによってコミュニティのために自由に献血され、健康な者から病人に与えられる無償の贈り物である」という考えから、ボランティアな献血計画による公的なシステムが構築されている。もし不注意に使われたり、誤って用いられたりすると他の薬剤よりも致命的であり、伝染性の肝炎やその他の病気のウイルスを運ぶ危険性があるため、イギリスでは、供血者の選定や血液型の適合試験、検査、輸血などには、もっとも厳格な基準が定められている。国民保健サービスが創設されてからは、病院へ供給される血液の量は65%上昇したという。その結果、イギリスでは血液不足がない。それに対し、公的システムをもたず市場に依存しているアメリカのニューヨーク市では、慢性的な血液不足にあり、一方では多量の血液浪費があるだけでなく、「職業的」売血者の血液の質に危険があるため、患者に送られる血液代金や輸血勘定書は高価なものになっているという。
- 6) サッチャー・レーガンによる経済自由化政策の効果は、経済、権力、社会的威信の3次元すべてにおいて個人間の不平等を拡大する結果をもたらした（Dore 1990：20）。
- 7) ティトマス（Titmuss：75）は社会保障と社会サービス制度の発達に影響を与えた重要な目標の1つとして、すべての市民を社会的に統合するための「統合的目標」をあげている。その目的はコミュニティへの参加意識をいっそう高めることであり、疎外を防ぐことであり、また少数者集団、人種集団、地方文化のなかで生活している人々を全体社会のなかに組み込むことであると述べている。
- 8) 福田（1977：121）によれば、集団主義（collectivism）とは狭い意味での民主主義を意味し、政治社会に大きな権限を認めることによって、連帯をつくり出す思想をいう。この私有財産を一定の制限を加えながらも、人間の間に関連の思想をつくり出さなければならないという思想が、福祉国家を形成したのである。これは、自由主義、個人本位の思想（自由の概念）を修正したといえ、こういう民主主義の主張は、自由主義とも対抗するとともに社会主義とも区別されるという。
- 9) コーポラティズムとは、利益代表グループ間の合意によって国家経済を運営するものであり、所得政策に限らず、社会福祉、教育訓練、労働関係、マクロ経済管理など幅広い領域にわたる政策について労働者を代表する組織が、経営者代表組織および政府と責任を分担するものである。コーポラティズムが産業社会で公的に試みられた度合いは、国によって異なるが、正式に協同組合機構が作られたのは主としてヨーロッパの古い産業国であった。成功度はまちまちであり、スカンジナビア諸国、オーストリア、オランダの国々においては協同組合機構が完全に制度化され、有効に機能する政府機構の1部となった。イギリスでは失敗し、アメリカのニクソン政権は機関を設置するまでには至らず、日本はそのような機関は作らなかった。（Dore 1990：25）
- 10) 市場経済と多元的政治を運営していくには、利益グループの自己利益追求という意味での個人主義でも十分可能かもしれないが、反権威主義的、非ムツソリーニ型の民主的コーポラティズムを機能させるには何らかのコミュニティー意識が必要である（Dore 1990：28）。
- 11) ドーア（Dore 1990：106-108）は、イギリスの経験と日本の経験から、さまざまな使われ方がされる個人主義について次の7つのタイプを析出している。それは（1）存在論的個人主義、（2）道徳的一貫性、（3）反権威主義、（4）自立自助、（5）情緒的独立、（6）自己追求主義、（7）自己実現追求である。筆者は、なかでも（4）と（6）の個人主義をエゴイズムに転化しやすい個人主義と考える。
- 12) 反国家主義的個人主義はもともと、マグナカルタの伝統から導かれる反権威主義、国家権力にたいする懐疑からでている個人主義であり、この個人主義も適度であれば、国家権力の横暴をチェックするという意味で民主主義に貢献する。

- 13) ローテンバーグ (Rotenberg : 183-228) は、個人主義には、他者と敵対する、他者から切り離されている「疎外の個人主義」と共同体のなかで他者と共に生きる「互恵の個人主義 (ブーバーのいう穏健な個人主義)」との2タイプがあるという。「疎外の個人主義」型と「互恵の個人主義」型との相違は、個人主義的志向ないし集団主義的志向の程度によって特徴づけられる。前者を利己主義的な達成欲求をもつ個人主義、後者を集団主義的な達成欲求をもつ個人主義として操作的に定義して調査したところ、利己的な達成欲求をもつ人の方が疎外感が強く見られた。
- 14) 選別主義的サービスは、通常ニーズのある人に効果的に与えるという経済効率的目的から行われているが、いくつかのマイナスの面を合わせ持つ。1つは、資格があるかを認定するために利用者に屈辱的な烙印を押すミーンズテストを行う必要があること。2つに、福祉サービスを受ける人と与える人という国民を2つのグループに分けてしまい、互いの差別感をあおることになり連帯意識は育たないということ。また、隠れた選別的サービスの機能として、このような利用者へのスティグマは、利用者が気軽にサービスを受けることを躊躇するため、サービスの乱用を防ぐ目的で用いられていることがあげられる。ティトマス (Titmuss 1968 = 1971 : 145) はさらに、この選別主義的サービスの経済効率的というプラス面についても、経済的基準をどこにおくかの一律のモデルをつくることはできないため、不確定要素が大きく、結局はニーズのある人への効果的なサービスは行われないと指摘する。
- 15) 制度的福祉モデルは、民主的福祉国家の立場がとる社会政策であり、残余的福祉モデルは、自由市場派の立場がとる社会政策である。
- 16) 「適正化」とは国庫の負担を少なくするために行われるものだが、見方を変えれば行政が行うあらゆるさまざまなスティグマ付与による利用制限であり、札幌母子餓死事件など人権問題を引き起こしている。この適正化政策は現在さらに、離婚母子家庭における児童扶養手当の併給禁止や、支給対象者の所得制限を強めるなど、より選別主義を強めている。
- 17) この場合の近代家族の定義は、性別役割分業に基づく夫婦家族制家族のことを指し、家族形態は核家族であることにこだわらない。日本の場合、家族に老人扶養が期待され、家族の内部構造は夫婦制家族であっても伝統的な直系家族形態をとる場合もある (要田 1994 c)。
- 18) ドーアは、西欧の集団主義を collectivism、日本の集団主義を groupism と区別して用いている。また、違いを明らかにするために研究者によっては、collectivism を集合主義、集産主義と訳すばあいもある。筆者は、両者ともそれぞれの文化における連帯のあり方の1形態と捉えるため、集団主義という用語を普遍的に用いる。
- 19) この4類型は、水平軸を、個人が政治的権威の中心に対していづく距離の意味の度合い (政策決定中枢と一体化する傾向を求心性 / 反対の極を遠心性) にとり、垂直軸を、個々人がお互いの間に自発的にすすめる結社形成の度合い (仲間との連帯意識を結社形成的 / 反対の極を非結社形成的) とした4象現にそれぞれ対応する。「自立化」は遠心的・結社形成的であり、「民主化」は結社形成的・求心的である。また、「私化」は遠心的・非結社形成的であり、「原子化」は非結社形成的で求心的である (丸山 1968 : 372-3)。
- 20) 宮島喬 (1984 : 140) は、日本での私生活型ライフスタイルにおいては、他の要素に先んじて消費への志向が突出してきたという感が深いと述べ、私的生き方を変更するには、欲望としての私生活を乗り越える価値的一貫性をもった私生活の組み立てが各個人において追求されねばならないという。そのためには、1つに、「個としていかに生きるか」という自己実現的な生活設計への努力、2つに、「私」の生活を主体的に防衛するうえでの共同性への関心に媒介された権利意識の確立、を課題としてあげている。
- 21) 人間のパーソナリティ形成において、また文化の継承において、家族という集団が重要なのは、親がする子育てをとおして子どもに人間関係の基礎が形づくられ、また社会の価値観が内面化されていくからである。したがって民主的な人間関係を形成するには互いを対等な存在として認めた民主的な人間関係に基づく親子関係、家族関係であることが重要となる。アドラー心理学は、従来の育児とはまったく違った、親と子の対等な人間関係を前提とした、勇気づけによる新しい育児法を

提唱している (Dreikurs & Soltz 1964 = 1993; 野田 1994)。心理学者アドラーによれば、よい人間関係には次の 8 つの特徴が見いだせるという (野田: 85)。(1) 尊敬: 相手の状態や行動とは関わりなく無条件に相手を尊敬し、常に礼節をもって接する態度。(2) 信頼: 基本的に相手を信じ、つねに相手の行動の背後にある善意を見つけようとする。相手には能力があるとみなす態度。(3) 協力: 原則としては頼まれない限り、相手の人生には口や手を出さない。頼まれればできるだけ援助する態度。(4) 共感: 相手のおかれている状況、考え方、意図、関心などに、対等の人間として関心を持つ態度。(5) 話し合い: 調整の必要があれば、冷静に、理性的に話し合っ、合意に達するように努める態度。(6) 平等: 各人の個性を認め、各人が自分の行動に責任をとって他者に迷惑をかけないかぎり、最大限の自由を認める態度。(7) 寛容: 自分の価値観は絶対的なものではないことを知り、他者にそれで測ることをせず、また他者に自由を認める態度。(8) 主張的: 感情的になることなく、冷静に主張すべきことを主張し、しかも相手を傷つけないように配慮する態度、である。

- 22) 北欧のオンブズマン制度はとくに有名であり、北欧型民主主義を支えている制度といえよう。オンブズマン制度は、近年各国に広まっているが、1955年には、スウェーデン、フィンランド、デンマークの3カ国にしかなく、1962年に、ノルウェーとニュージーランドの2カ国がこの制度を採用した (Rowat 1973 = 1989)。
- 23) 在住外国人政策の基本理念は、「スウェーデン在住の外国人もスウェーデン国民と同じ生活水準を保障されなければならない」という考えのもと、次のような環境が整備されている (岡沢 1991: 108-114)。(1) 住宅・教育・社会保障ではスウェーデン人と同一の権利、(2) 連帯賃金制 (同一労働同一賃金) と労働訓練、(3) 複数言語による情報提供、(4) 通訳使用申請権、(5) スウェーデン語学習機会の提供、(6) 在住外国人児童への母国語学習機会の提供、(7) 地方選挙権・被選挙権付与、(8) 国民投票参加権、(9) 地方公務員就職権、(10) 民族差別オンブズマン制度、(11) 民族団体活動への国庫補助がある。

参考文献

- Davidson, Alexander, *Two Models of Welfare: The Origins and Development of the Welfare State in Sweden and New Zealand, 1888-1988*, Stockholm, Sweden, : Almqvist & Wiksell International, 1989.
- Dore, Ronald P., *Will the 21st Century Be the Age of Individualism?*, Tokyo, Japan : The Simul Press, Inc. 1990. (加藤幹雄訳、『21世紀は個人主義の時代か: 西欧の系譜と日本』、サイマル出版会、1990)
- Dreikurs, Rudolf & V. Soltz, *Children: The Challenge*, 1964 (早川麻百合訳、『勇気づけて躱ける一子どもを自立させる子育ての原理と方法』、一光社、1993)
- 福田敏一、『近代の政治思想—その現実的・理論的諸前提—』、岩波新書、1970
- 福田敏一、『近代民主主義とその展望』、岩波新書、1977
- 間宏、『日本経営誌講座 6 : 日本の企業と社会』、日本経済新聞社、1977
- 金城清子、『法女性学: その構築と課題』、日本評論社、1991
- 丸山真男、「個人析出のさまざまなパターン: 近代日本をケースとして」、M. B. ジャンセン編、『日本における近代化の問題』、岩波書店、367-407頁、1968
- 宮島喬、「私化へのアプローチと若干の論点—社会意識論の課題—」『現代社会学』18号、現代社会学研究会、129-142頁、1984
- 森嶋通夫、『思想としての近代経済学』、岩波新書、1994
- Myrdal, Gunnar, *Beyond the Welfare State*, New Haven : Yale University Press, Inc., 1960. (北川一雄監訳、『福祉国家を越えて』、ダイヤモンド社、1970)
- 二木立、『「世界一」の医療費抑制政策を見直す時期』、勁草書房、1994

- 野田俊作、『続アドラー心理学トーキングセミナー：勇気づけの家族コミュニケーション』、アニマ
2001、1994
- 岡沢憲美、『スウェーデンの挑戦』、岩波新書、1991
- Pinker, Robert, 1985, "Social Policy and Social Care : Divisions of Responsibility," J. A. Yoder et
al. (eds.), *Support Networks in a Caring Community*, Martinus Nijhoff Publishers, 103-121
- Rotenberg, Mordechai, *Damnation and Deviance: The Protestant Ethic and the Spirit of Failure*,
New York : The Free Press, 1978. (川村邦光訳、『逸脱のアルケオロジー：プロテスタンティズム
の倫理と「失敗」の精神』、平凡社、1986)
- Rowat, Donald C., *The Ombudsman Plan : Essays on the Worldwide Spread of an Idea*, The Carle-
ton Library No. 67, McClelland and Stewart Limited, 1973. (川野秀之監訳、『世界のオンブズマ
ン構想』、早稲田大学出版部、1989)
- Titmuss, Richard M., *Commitment to Welfare*, London : George Allen & Unwin LTD, London,
1968. (三浦文夫監訳、『社会福祉と社会保障—新しい福祉をめざして—』、社会保障研究所、1971)
- K. V. ウォルフレン、(篠原勝訳)『人間を幸福にしない日本というシステム』、毎日新聞社、1994
- 要田洋江、「福祉社会へ向けてのアメリカ市民の取り組み—アメリカ障害者自立生活運動に学ぶ—」、
『解放社会学研究』8号、日本解放社会学会、109-141頁、1994 a
- 要田洋江、「戦前・戦後の家族の存立形態と社会政策小史—日本社会での『家族』の位置づけをめぐっ
て—」、『児童・家族相談所紀要』11号、大阪市立大学生生活科学部児童・家族相談所、35-46頁、
1994 b
- 要田洋江、「現代家族と障害者の自立—日本型『近代家族』を超えて—」、『家族社会学研究』6号、日
本家族社会学会、65-79頁、1994 c
- 要田洋江、「日本の障害者福祉制度に内在する問題—障害者の社会参加が可能な社会福祉システムを求
めて—」、『解放社会学研究』9号、日本解放社会学会、1995